



桃畑：赤磐市

第**139**期
定時株主総会
招集ご通知

日時：2022年6月28日（火曜日）
午前10時

場所：岡山市北区番町2丁目3番4号
株式会社 トマト銀行 本店

【お願い】

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせ、郵送又はインターネットでの議決権行使をお願い申し上げます。
- ・株主総会ご出席株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。



株式会社トマト銀行

証券コード 8542

株主の皆さまへ



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けておられる皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

地域経済は、新型コロナウイルスの変異株による感染が再拡大したことに加え、地政学的リスクの高まりを受けて物価上昇や部品の供給制限など様々な影響がでてきており、引き続き厳しい状況が予想されております。

このような環境の中、当社は、コロナ関連の資金繰り支援に加え、ビジネスマッチング、補助金申請支援、販路拡大支援、事業の再構築支援や事業再生支援などお客さまに寄り添った経営改善支援に取り組んでまいりました。

コロナ禍で厳しい状況である今こそ、お客さまのお役に立てる当社のビジネスモデルである「本業支援」「最適提案」活動の真価を発揮することで地域社会・産業の成長・発展に貢献してまいります。

昨年は、お客さま、地域の皆さま、そして株主の皆さまのご支援の賜物により創立90周年を迎えることができました。これから100周年を目指していくためにも新たな気持ちで地域に根差した取り組みを展開し、お客さまとの確かな信頼を築いてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

取締役社長 高木 晶悟

株 主 各 位

岡山市北区番町2丁目3番4号
株式会社トマト銀行
取締役社長 高木 晶 悟

第139期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第139期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、株主総会当日のご来場を見合わせ、同封の議決権行使書用紙のご返送又はインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、2ページの「議決権行使のご案内」に従いまして議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区番町2丁目3番4号
株式会社 トマト銀行 本店

3. 目的事項

- 報告事項
- 1 第139期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 - 2 第139期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保する体制（内部統制システム）」並びに「株主資本等変動計算書」、「連結株主資本等変動計算書」、「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tomatobank.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であります。
 - ◎ 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ウェブサイト(<http://www.tomatobank.co.jp/>)において掲載することにより、お知らせいたします。

議決権行使のご案内

株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第139期定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

株主総会
開催日時

2022年6月28日（火）
午前10時



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返信ください。

行使期限

2022年6月27日（月）
午後5時45分到着分まで



インターネットによる議決権行使

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページを
ご覧ください。



行使期限

2022年6月27日（月）
午後5時45分受付分まで



代理人のご来場について

- (1) 株主ではない代理人又は同伴の方など、議決権を行使できる株主以外の方は、ご入場いただけませんのでご注意ください。
- (2) 代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて、代理権を証明する書面が必要となります。
なお、代理人による議決権行使は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

書面により行使された議決権の取扱いについて

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

「議決権行使コード・パスワード 入力」による方法

- 1 インターネットによる議決権行使は、パソコンやスマートフォンから、当行の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使
コード」を
入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」
を入力

「登録」を
クリック

- 4 以降、画面の案内にしたがって賛否を
ご入力ください。

- ①インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

**三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル**

電話番号：

0120-652-031

(フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時)

- ②その他の株式事務（住所変更、保有株式数など）に関するお問い合わせは以下へお願いいたします。

- (1) 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引先の証券会社にお問い合わせください。
- (2) 証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

**三井住友信託銀行株式会社
証券代行部**

通話無料

0120-782-031

(受付時間 午前9時～午後5時
(土日休日を除く))

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

添付書類

第139期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社3社で構成され、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

銀行業務は、当社本店ほか営業店60店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券業務、有価証券投資業務、その他付随業務を行い、高度化・多様化するお客さまニーズに即応する金融サービスの提供に取り組んでおり、当社グループにおける基幹業務と位置づけております。

また、子会社のトマトビジネス株式会社は、銀行事務に係る関連業務を行っております。

＜クレジットカード業務＞

子会社のトマトカード株式会社は、クレジットカードの取扱いに関する業務を行っております。

＜リース業務＞

子会社のトマトリース株式会社は、産業機械等のリース業務を行っております。

〔金融経済環境〕

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じる中で、緩和的な金融環境や政府の経済対策の効果もあって、持ち直しの動きがみられましたが、ウクライナ情勢を巡る地政学リスクの高まりや米国の金融引き締めから、資源価格の上昇や金融市場が不安定になるなど、収束の見通しが立たず不透明な状況にあります。

今後においても、感染症の動向やウクライナ情勢などが資源価格や金融市場に与える影響には、充分注視する必要があります。

当社グループの主な営業基盤である岡山県におきましても、感染拡大防止策を講じる中で、各種政策の効果もあって持ち直しの動きがみられましたが、今後も感染症の動向や資源価格の上昇などには、充分注視する必要があります。

金融面におきましては、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が継続される中、海外金利の上昇を受け、10年物国債金利は緩やかに上昇しましたが、引き続き低位で推移しております。日経平均株価は、感染症対策と経済活動の両立に向けた取り組みが進展する中で、一時的に30,000円台になるなど回復をしましたが、足許では資源価格の上昇や世界的な景気悪化懸念などで下落しております。

【企業集団の事業の経過及び成果】

当社は2021年度から中期経営計画「第3次 みらい創生プラン」をスタートしております。経営ビジョン「夢をかなえ、地域の未来を創造する銀行」の実現に向け、重点目標として①「本業支援」と「最適提案」の両輪による、お客さま・地域経済への全力のサポート、②お客さま・地域経済に貢献するための財務基盤の強化、③全社員が活躍、成長できる人財育成と職場づくりの3つを掲げております。

このような考えのもと、コロナ禍において厳しい環境下に置かれているお客さまや地域経済を支えるため、当社グループを挙げて円滑な資金供給とコンサルティング機能の発揮等に努めました結果、当社グループの連結成績は以下のとおりとなりました。

当社グループの2022年3月末の預金残高は、流動性預金の増加を主因に、当期中に25億円増加して1兆2,056億円となりました。また、預り資産残高（預金、譲渡性預金、投資信託、公共債及び個人年金保険の合計）は、当期中に191億円増加して1兆3,634億円となりました。貸出金残高は、中小企業向け貸出及び住宅ローンの増加を主因に、当期中に75億円増加して9,931億円となりました。有価証券残高は、その他証券の減少を主因に当期中に6億円減少して1,672億円となりました。

損益面におきましては、連結経常収益は、連結子会社のトマトリース株式会社の営業収益の増加等を主因に、前期比236百万円増収の22,817百万円、連結経常費用は、前期比49百万円増加の20,365百万円となりました。

この結果、連結経常利益は前期比187百万円増益の2,452百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比139百万円増益の1,659百万円となりました。

なお、当期末の連結自己資本比率（バーゼルⅢ 国内基準）は8.85%で

あります。

事業部門別の損益状況は、銀行業では経常収益が16,900百万円、経常利益が2,237百万円、リース業では経常収益が6,101百万円、経常利益244百万円、その他（クレジットカード業）では経常収益が288百万円、経常利益が15百万円となりました。

東京証券取引所の市場区分再編においては、「スタンダード市場」を選択し、改めて地域経済の発展のために貢献していくことを明確にいたしました。

また資本政策として、コロナ禍における地域の資金需要にお応えするため、2021年12月に第2回A種優先株式100億円を発行し、第1回A種優先株式70億円を取得・消却いたしました。

【企業集団の対処すべき課題】

地域金融機関を取り巻く環境は、引き続き国内では低金利政策の長期化が予想される中で、少子高齢化や人口減少、相続・事業承継ニーズの高まりなど社会・経済の変化や、急速なデジタル化の進展などによって金融サービスのあり方も大きく変わってきております。また、新型コロナウイルス感染症の再拡大に加え、地政学リスクの高まりなど地域経済へ大きな影響を与えており先行きは不透明な状況が続いております。当社は、このような大変な時こそ、お客さまに徹底的に寄り添い、しっかりと応援させていただくことで、地域金融機関としての使命を果たしてまいります。

2021年4月にスタートした中期経営計画「第3次 未来創生プラン」は、2年目となります。当社のビジネスモデルである「本業支援」「最適提案」活動の真価を発揮し、お客さまの課題解決に取り組み、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢などの影響により変化する地域経済・産業の成長・発展に貢献することで、当社の持続的な成長を目指してまいります。

今後も、創業当時からDNAとして引き継がれている「困ったときにはお互いに助け合う」という相互扶助の精神で、役職員一丸となり一番に相談される「地域になくてはならない銀行」を目指してまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	18,369	22,447	22,580	22,817
経常利益	1,900	1,993	2,264	2,452
親会社株主に帰属する当期純利益	1,753	1,371	1,519	1,659
包括利益	958	△748	3,649	853
純資産額	50,413	48,914	51,811	54,751
総資産	1,270,186	1,211,128	1,301,346	1,401,920

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預金	1,139,508	1,134,261	1,203,289	1,206,276
定期性預金	556,994	517,194	473,112	446,923
その他	582,513	617,066	730,176	759,352
貸出金	987,873	954,711	989,753	997,428
個人向け	358,706	360,930	366,820	377,909
中小企業向け	371,187	363,021	394,362	395,984
その他	257,979	230,759	228,570	223,534
商品有価証券	155	234	101	51
有価証券	186,973	154,800	168,067	167,451
国債	72,441	38,863	37,594	37,692
その他	114,532	115,936	130,473	129,758
総資産	1,259,852	1,200,046	1,291,290	1,391,862
内国為替取扱高	3,571,985	3,626,439	3,409,967	3,572,864
外国為替取扱高	百万ドル 514	百万ドル 322	百万ドル 519	百万ドル 836
経常利益	1,831	1,745	2,031	2,229
当期純利益	1,282	1,219	1,379	1,526
1株当たり当期純利益	円 銭 96 34	円 銭 90 86	円 銭 104 85	円 銭 118 30

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数(自己株式を除く)で除して算出しております。
 3. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀 行 業	リ ー ス 業	クレジットカード業
使用人数	759人	9人	5人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

① 銀行業

営業所数

株式会社 トマト銀行：

	当 年 度 末	
岡 山 県	54	(うち出張所 —)
広 島 県	1	(—)
兵 庫 県	4	(—)
大 阪 府	1	(—)
東 京 都	1	(—)
計	61	(—)

(注) 上記の他、当年度末において店舗外現金自動設備を54か所設置しております。

トマトビジネス株式会社：本社（岡山県）

② リース業

トマトリース株式会社：本社（岡山県）

③ クレジットカード業

トマトカード株式会社：本社（岡山県）

(5) 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額 (単位：百万円)

事業セグメント	金 額
銀 行 業	857
リ ー ス 業	—
クレジットカード業	—
合 計	857

② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
(子会社) トマトビジネス 株式会社	岡山市北区番町 2丁目3番4号	当社の委託による営業 店の後方事務	10百万円	100.00%	—
トマトリース 株式会社	岡山市北区中山下 1丁目9番1号	リース業務	20百万円	100.00%	—
トマトカード 株式会社	岡山市北区中山下 1丁目9番1号	クレジットカード業務	30百万円	100.00%	—

企業結合の成果

上記3社が連結対象子会社であります。

当期の連結経常収益は22,817百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,659百万円であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、各コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービスを行っております。
6. 中国総合信用株式会社（中国地区の第二地銀協地銀等の共同出資会社）において、中国地区の第二地銀協地銀の取り扱う個人向けローンについての保証等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
高木 晶悟	取締役社長 (代表取締役) 監査部担当	中国総合信用株式会社 取締役	
中山 雅司	専務取締役 (代表取締役) リスク統括部、 人事部、総務部、 秘書室担当		
坂手 計之	常務取締役 営業本部長		
富田 洋之	常務取締役 審査部、企業サポート部、 事務システム部担当	トマトビジネス株式会社 代表取締役	
延永 邦彦	取締役 マーケット本部長		
井上 正樹	取締役経営企画部長		
中 浩二	取締役 コンサルティング営業部長 ビジネスサポートプラザ長		
田部 真康	取締役本店営業部長		
小川 洋	取締役 (社外)	公認会計士小川洋事務所 公認会計士 税理士	
上岡 美保子	取締役 (社外)		
古武 卓弥	常勤監査役		
吉岡 一巳	監査役 (社外)	吉岡一巳税理士事務所 税理士	税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
三宅 昇	監査役 (社外)		
奥田 哲也	監査役 (社外)	奥田法律事務所 弁護士 株式会社ジェイ・イー・ティ 社外取締役	

- (注) 1. 取締役小川洋及び上岡美保子の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役吉岡一巳、三宅昇及び奥田哲也の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役小川洋及び上岡美保子並びに監査役吉岡一巳、三宅昇及び奥田哲也の5氏は、東京証券取引所に對し、独立役員として届け出ております。
 4. 福井康人及び横井手慎也の両氏は、2021年6月29日をもって任期満了により、取締役を退任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年1月27日に指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月2日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

1.基本方針

取締役の報酬は「基本報酬（固定報酬）」と「非金銭報酬（株式報酬）」で構成します。個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位、職責を踏まえた適正な水準とします。取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める報酬体系とします。

なお、社外取締役の報酬は、経営監督機能の強化を図る観点から、その職務に鑑み基本報酬のみとします。

2.基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期の方針を含む）

取締役の個人別の基本報酬額は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、株主総会で決議された額の範囲内で決定するものとします。

3.非金銭報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期の方針を含む）

非金銭報酬である株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下本信託という）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるという株式報酬制度とします。

本制度における各取締役に付与されるポイント数は、株主総会で決議されたポイント数の範囲内で、役位等に応じたポイントを付与します。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

4.基本報酬、非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

取締役の個人別の報酬等の割合については、株主総会で決議された額の範囲内で決定します。

なお、報酬等については、基本報酬（固定報酬）と非金銭報酬（株式報酬）で構成し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に資する非金銭報酬の割合は、取締役の個人別の報酬等の額（全体）の2割以内とし、役位等に応じて決定します。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役の個人別の報酬等（基本報酬、株式報酬）の内容については、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定します。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

エ. 監査役の報酬につきましては、毎月の基本報酬のみとし、株主総会で決議された額の範囲内で監査役の協議において決定します。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位:百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役	12 名	175	155	20
監査役	4 名	24	24	—
計	16 名	200	180	20

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2020年6月26日開催の第137期定時株主総会の決議により、取締役（社外取締役を除く）に対する報酬として、基本報酬とは別枠で信託を用いた株式報酬制度を導入し、対象期間3年間において150百万円を上限として信託を設定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は9名であります。
- なお、上記取締役の非金銭報酬等は、当事業年度に計上した役員株式報酬引当金繰入額20百万円であり、その内容は12ページ①イ3.に記載のとおりであります。
3. 上記以外に退任取締役2名に支払われた退職慰労金は、65百万円であります。
- なお、2015年6月に社外役員、2018年6月に監査役、2020年6月に取締役に対する役員退職慰労金制度を廃止しておりますので、2020年7月以降役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。
4. 1991年6月27日開催の第108期定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額15百万円であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名であります。
5. 1989年6月29日開催の第106期定時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額4百万円あります。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
小 川 洋	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
上 岡 美保子	
吉 岡 一 巳	
三 宅 昇	
奥 田 哲 也	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、トマト銀行グループの全役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
小川 洋	公認会計士小川洋事務所 公認会計士 税理士
上岡 美保子	—
吉岡 一巳	吉岡一巳税理士事務所 税理士
三宅 昇	—
奥田 哲也	奥田法律事務所 弁護士 株式会社ジェイ・イー・ティ 社外取締役

(注) 当社と上記の法人等との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会・監査役会における 発言その他の活動状況
小川 洋	8年9ヶ月	取締役会 18回中18回	主に公認会計士・税理士としての専門的見地並びに金融機関の社外取締役・監査役の経験を活かし、取締役会において積極的に発言することで、経営の健全性の確保をはじめとする経営強化に貢献しております。 また、指名・報酬委員会の委員長として当事業年度開催の指名・報酬委員会4回中4回に出席し、積極的に発言を行っております。
上岡 美保子	8年9ヶ月	取締役会 18回中18回	独立行政法人日本貿易振興機構で培った海外事業などの高い専門知識及び経験と十分な社会的信用を備えており、取締役会において、生活者や女性の視点で積極的に発言し、経営の健全性の確保をはじめとする経営強化に貢献しております。 また、指名・報酬委員会の委員として当事業年度開催の指名・報酬委員会4回中4回に出席し、積極的に発言を行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
吉岡一巳	6年9ヶ月	取締役会 18回中18回 監査役会 16回中16回	税理士として財務・会計に関する知見を有しており、高い専門的知識と長年の経験に基づき、経営の健全性の確保や当社のガバナンス態勢等に関して積極的に助言・提言等を行い、経営強化に貢献しております。
三宅昇	6年9ヶ月	取締役会 18回中18回 監査役会 16回中16回	地方行政に係る知識、見識のほか、組織のトップとしての経験を有しており、豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の健全性の確保や当社のガバナンス態勢等に関して積極的に助言・提言等を行い、経営強化に貢献しております。
奥田哲也	3年9ヶ月	取締役会 18回中18回 監査役会 16回中16回	弁護士として豊富な経験及び幅広い見識を有しており、企業法務やコンプライアンスの観点から、経営の健全性の確保や当社のガバナンス態勢等に関して積極的に助言・提言等を行い、経営強化に貢献しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	16百万円	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	35,000千株
		第1回A種優先株式	7,000千株
		第2回A種優先株式	7,000千株
		第3回A種優先株式	7,000千株
		第4回A種優先株式	7,000千株
	発行済株式の総数	普通株式	11,679千株
		第2回A種優先株式	1,000千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 普通株式の株式数には、自己株式(98,077株)を含んでおります。

(2) 当年度末株主数	普通株式	8,128名
	第2回A種優先株式	22名

(3) 大株主

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	839 ^{千株}	7.25%
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	718	6.20
トマト銀行職員持株会	484	4.17
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	457	3.94
株式会社みずほ銀行	360	3.10
株式会社もみじ銀行	340	2.94
株式会社中国銀行	339	2.92
朝日生命保険相互会社	266	2.29
三井住友信託銀行株式会社	200	1.72
岡山県	198	1.70

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式(98,077株)を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また持株比率は自己株式を除いて算出しております。
 3. 上記自己株式には、役員株式報酬制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式86,700株は含めておりません。

② 第2回A種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社もみじ銀行	100 ^{千株}	10.00 %
株式会社中国銀行	100	10.00
朝日生命保険相互会社	100	10.00
株式会社愛媛銀行	70	7.00
株式会社鳥取銀行	50	5.00
山佐株式会社	50	5.00
東京センチュリー株式会社	50	5.00
株式会社きらやか銀行	50	5.00
株式会社新生銀行	50	5.00
株式会社あおぞら銀行	50	5.00
みずほリース株式会社	50	5.00
備前日生信用金庫	50	5.00
株式会社ウエストホールディングス	50	5.00

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員交付株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役（社外取締役を除く）	2名	普通株式 5,693株

5. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 伊加井真弓 指定有限責任社員 刀禰 哲朗	47 百万円	(注) 1

- (注) 1. 当社監査役会は、当該事業年度の監査計画に係る監査日数・配員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明をもとに、前年実績の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の金額には、これらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、47百万円であります。
4. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

<会計監査人の解任又は不再任の決定の方針>

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、当社の会計監査業務に重大な支障があり、解任・不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の解任・不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

第139期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	196,335	預金	1,206,276
現金預け	11,959	当座預金	41,067
現金預け	184,376	普通預金	695,856
買入金	715	貯蓄預金	3,984
商入品	51	通定定期預金	2,235
商入品	36	通定定期預金	440,511
商入品	15	譲渡の他の預	6,412
有価証券	167,451	借入	16,210
有価証券	37,692	外債	4,678
有価証券	5,234	未払	112,670
有価証券	28,820	未払	112,670
有価証券	5,886	未払	31
有価証券	89,818	未払	27
有価証券	997,428	未払	4
有価証券	4,965	未払	8,088
有価証券	26,702	未払	464
有価証券	854,619	未払	768
有価証券	111,141	未払	554
有価証券	3,039	未払	1
有価証券	3,008	未払	501
有価証券	31	未払	1,211
有価証券	11,530	未払	24
有価証券	63	未払	4,561
有価証券	1,402	未払	716
有価証券	17	未払	31
有価証券	797	未払	10
有価証券	9,249	未払	153
有価証券	12,468	未払	513
有価証券	3,101	未払	5,178
有価証券	7,382	未払	1,338,350
有価証券	1,242	負債の部合計	
有価証券	742	(純資産の部)	
有価証券	701	資本剰余金	17,810
有価証券	412	資本準備金	19,112
有価証券	207	その他の資本剰余金	16,140
有価証券	82	利益剰余金	2,972
有価証券	1,479	利益準備金	14,970
有価証券	5,178	その他の利益剰余金	1,773
有価証券	△4,519	不動産圧縮積立	13,197
有価証券		別途積立	168
有価証券		繰越利益剰余金	3,547
有価証券		自己株式	9,481
有価証券		株主資本合計	△336
有価証券		その他の有価証券評価差額金	51,556
有価証券		繰延ヘッジ損益	1,284
有価証券		土地再評価差額金	△0
有価証券		評価・換算差額等合計	671
有価証券		純資産の部合計	1,955
資産の部合計	1,391,862	負債及び純資産の部合計	53,512
			1,391,862

第139期 (2021年4月1日から) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	16,905
受取利息	12,933
当利	11,563
配利	1,269
受取利息	△5
受取利息	100
受取利息	5
受取利息	3,341
受取利息	732
受取利息	2,608
受取利息	210
受取利息	15
受取利息	194
受取利息	419
受取利息	40
受取利息	171
受取利息	207
経常費用	14,676
支払利息	248
支払利息	160
支払利息	0
支払利息	0
支払利息	40
支払利息	46
支払利息	2,371
支払利息	120
支払利息	2,251
支払利息	108
支払利息	0
支払利息	108
支払利息	11,088
支払利息	858
支払利息	35
支払利息	224
支払利息	68
支払利息	165
支払利息	365
経常利益	2,229
特別利益	20
特別損失	60
特別損失	59
特別損失	1
税引前当期純利益	2,188
法人税	681
法人税	△19
法人税	662
法人税	1,526

(2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	196,344	預 渡 性 預 金	1,205,666
買入金銭債権	715	借 用 金	4,678
商品有価証券	51	外 国 為 替	120,551
有 価 証 券	167,275	そ の 他 負 債	31
貸 出 金	993,178	退職給付に係る負債	9,603
外 国 為 替	3,039	役員株式報酬引当金	742
リース債権及びリース投資資産	10,446	睡眠預金払戻損失引当金	31
そ の 他 資 産	15,770	睡眠預金払戻損失引当金	10
有 形 固 定 資 産	12,525	偶発損失引当金	153
建 物	3,101	繰延税金負債	132
土 地	7,382	再評価に係る繰延税金負債	513
リ ー ス 資 産	333	支 払 承 諾	5,053
その他の有形固定資産	1,707	負 債 の 部 合 計	1,347,169
無 形 固 定 資 産	713	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	630	資 本 金	17,810
その他の無形固定資産	83	資 本 剩 余 金	18,963
繰 延 税 金 資 産	1,577	利 益 剩 余 金	16,358
支 払 承 諾 見 返	5,053	自 己 株 式	△336
貸 倒 引 当 金	△4,771	株 主 資 本 合 計	52,795
		その他有価証券評価差額金	1,284
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		土 地 再 評 価 差 額 金	671
		退職給付に係る調整累計額	△0
		その他の包括利益累計額合計	1,955
		純 資 産 の 部 合 計	54,751
資 産 の 部 合 計	1,401,920	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,401,920

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		22,817
資金運用収益	12,867	
貸出金利息	11,545	
有価証券利息配当金	1,221	
コールローン利息及び買入手形利息	△5	
預け金利息	100	
その他の受入利息	5	
役務取引等収益	3,561	
その他の業務収益	5,970	
その他の経常収益	419	
償却債権取立益	40	
その他の経常収益	378	
経常費用		20,365
資金調達費用	274	
預金利息	160	
譲渡性預金利息	1	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借入金利息	66	
金利スワップ支払利息	40	
その他の支払利息	6	
役務取引等費用	2,407	
その他の業務費用	5,365	
営業経常費用	11,379	
その他の経常費用	937	
貸倒引当金繰入額	101	
その他の経常費用	836	
経常特別利益		2,452
その他の特別利益	20	20
経常特別損失		60
固定資産処分損失	59	
減損	1	
税金等調整前当期純利益		2,412
法人税、住民税及び事業税	775	
法人税等調整額	△22	
法人税等合計		752
当期純利益		1,659
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		1,659

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社トマト銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井真弓
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 刀禰哲朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トマト銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整

備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社トマト銀行
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 伊加井真弓
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 刀禰哲朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トマト銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トマト銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第139期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社トマト銀行 監査役会

常勤監査役 古 武 卓 弥 ㊟

監 査 役 吉 岡 一 巳 ㊟

監 査 役 三 宅 昇 ㊟

監 査 役 奥 田 哲 也 ㊟

(注) 監査役 吉岡一巳、監査役 三宅昇及び監査役 奥田哲也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、経営体質強化のため内部留保の充実を勘案し、安定した配当の継続を基本といたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

第139期期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類 金銭
2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円	総額	289,523,825円
当社優先株式1株につき金51円	総額	51,000,000円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月29日

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条の第1項及び第448条の第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

なお、本件は、第1回A種優先株式の発行により増加した資本金及び資本準備金の額を各々3,500百万円減少させるものであります。

1. 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額17,810,000,000円のうち3,500,000,000円を減少し、14,310,000,000円

資本準備金の額16,140,000,000円のうち3,500,000,000円を減少し、12,640,000,000円

資本金及び資本準備金の各々減少額3,500,000,000円は、その他資本剰余金に振り替え

2. 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年8月1日

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部は変更箇所を表示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第15条 (記載省略)</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当銀行は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>【新設】</p>	<p>第1条～第15条 (現行どおり)</p> <p>【削除】</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当銀行は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第17条～第34条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 (記載省略)</p> <p>【新設】</p>	<p>第17条～第34条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 変更前定款第16条 (参考書類等のインターネット開示) の削除および変更後定款第16条 (電子提供措置等) の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、<u>2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条 (参考書類等のインターネット開示) はなお効力を有する。</u></p> <p>③ 本条は、<u>2023年3月1日または前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役奥田哲也氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通 株式の数
<p>おく だ てつ や 奥田 哲也 1961年8月29日生</p> <p>再任 社外</p> <p>監査役在任年数 4年(本総会終結時)</p>	<p>1984年4月 岡山県庁入庁 1993年4月 岡山弁護士会登録 1997年4月 奥田法律事務所開設 2006年4月 岡山弁護士会副会長 2008年4月 岡山弁護士会広報委員会委員長 2010年4月 岡山家庭裁判所家事調停委員(現職)</p> <p>2016年6月 岡山県公務災害補償等認定委員会 会長(現職)</p> <p>2018年6月 当社監査役(現職) 2020年4月 岡山家事調停協会会長(現職) 2020年9月 株式会社ジェイ・イー・ティ社外 取締役(現職) 現在に至る</p> <p>兼職：奥田法律事務所 弁護士 株式会社ジェイ・イー・ティ社外取締役</p>	<p>株</p> <p>825</p>
<p>《社外監査役候補者とした理由》</p> <p>弁護士として岡山弁護士会副会長、岡山家事調停協会会長を務め、豊富な経験及び幅広い見識を有しております。善良な管理者としてコンプライアンスの観点から当社の監査体制の強化を期待できることから、社外監査役候補者としたしました。</p> <p>なお、同氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>		

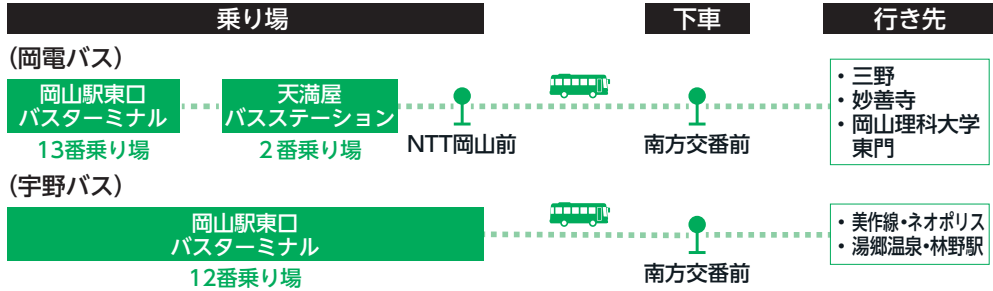
- (注) 1. 奥田哲也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 奥田哲也氏は社外監査役候補者であります。なお、同氏につきましては、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、奥田哲也氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、引き続き契約を継続いたします。
4. 当社は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年2月更新の予定であります。再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
- ・被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ・填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

以上

株主総会会場のご案内

場所 岡山市北区番町2丁目3番4号 株式会社トマト銀行本店
岡山地方裁判所のある番町交差点を北へ約400m、道路東側岡山駅から約1.5km

最寄りの交通機関



お願い：駐車場のご用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。また、お申し込みをさせていただきますようお願い申し上げます。